

第37回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年11月26日(木曜日) 午前10時

開催場所 福岡市中央区天神三丁目13番20号
アークホテルロイヤル福岡天神 3階
孔雀の間

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様には、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、ご来場いただく場合につきましては、2ページ記載の「株主総会にご出席される株主様へのお願い」をご一読の上、ご来場をお願い申し上げます。

目 次

第37回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	31
監査報告	38
株主総会参考書類	43

株 主 各 位

証券コード 3440
2020年11月10日

福岡市南区向野二丁目10番25号

日創プロニティ株式会社

代表取締役社長 **石田 徹**

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んで御見舞い申し上げますと共に、一日も早いご快復を心より申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記「**4 議決権行使についてのご案内**」に従って、2020年11月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年11月26日（木曜日）午前10時				
2 場 所	福岡市中央区天神三丁目13番20号 アークホテルロイヤル福岡天神 3階 孔雀の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)				
3 会議の目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第37期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第37期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件
報告事項	1. 第37期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件				
4 議決権行使についての案内	3頁及び4頁に記載の 議決権行使についてのご案内 をご参照ください。				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kakou-nisso.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席される株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、入場者数を制限してご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご出席される株主の皆様におかれましては、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入り口付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備しております。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用をさせていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。最新状況につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kakou-nisso.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2020年11月26日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年11月25日（水曜日）午後6時まで

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否の入力を完了してください。

行使期限

2020年11月25日（水曜日）午後6時まで

議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限：2020年11月25日（水曜日）午後 6 時まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

・「議決権行使コード」を入力
・「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日 9:00~21:00)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益は一進一退の動きを見せつつも高い水準を維持し、設備投資においても人手不足への対応による投資等を中心に緩やかな増加傾向で推移しておりましたが、消費税増税や自然災害の影響、海外の貿易摩擦激化の影響に加え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による外出自粛に伴う経済活動の停滞や、海外渡航者の入国制限に伴うインバウンド消費の減少により、景気が急速に悪化し、企業の設備投資も慎重な姿勢に変化しました。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因する直接的な影響は軽微でありましたが、国内外景気の先行きについては、当面、厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が国内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があるなど、不透明な状況が続くものと見込んでおります。

このような状況の中、当社グループは、新規取引先の開拓や既存取引先の深耕に積極的に取り組みましたが、太陽電池アレイ支持架台の大型案件の一定の引き合いはあるものの受注は減少し、売上高は8,389百万円（前期比37.7%減）、営業利益は741百万円（同62.1%減）、経常利益は758百万円（同61.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は533百万円（同59.3%減）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

（金属加工事業）

太陽電池アレイ支持架台の大型案件の一定の引き合いはあるものの受注は減少し、売上高は5,997百万円（前期比40.2%減）、セグメント利益は735百万円（同61.3%減）、当連結会計年度末における受注残高は2,501百万円（同0.3%減）となりました。

（ゴム加工事業）

新規取引先の開拓が難しい状況の中、既存取引先のリピートに積極的に取り組み、建設関連、土木関連、工業関連、自動車関連等の各種業界向けの製品が堅調に推移し、売上高は1,165百万円（前期比2.6%減）、セグメント利益は188百万円（同4.6%増）、当連結会計年度末における受注残高は78百万円（同5.5%減）となりました。

（建設事業）

グループ間の情報連携を図り、材工一括受注を掲げ営業活動に取り組みましたが、太陽電池アレイ支持架台の受注減少に伴う設置工事の減少により、売上高は1,226百万円（前期比45.5%減）、セグメント利益は122百万円（同58.0%減）、当連結会計年度末における受注残高は438百万円（同45.4%減）となりました。

（注）セグメント利益の合計額と営業利益との差異△305百万円は、主として各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は246百万円で、その内訳は次のとおりであります。

事業区分	設備投資金額（百万円）	設備投資の主な内容・目的
金属加工事業	107	加工機械の取得
ゴム加工事業	0	情報機器の取得
建設事業	0	情報機器の取得
全社（共通）	137	新社屋の建設
合計	246	

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として108百万円の資金調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

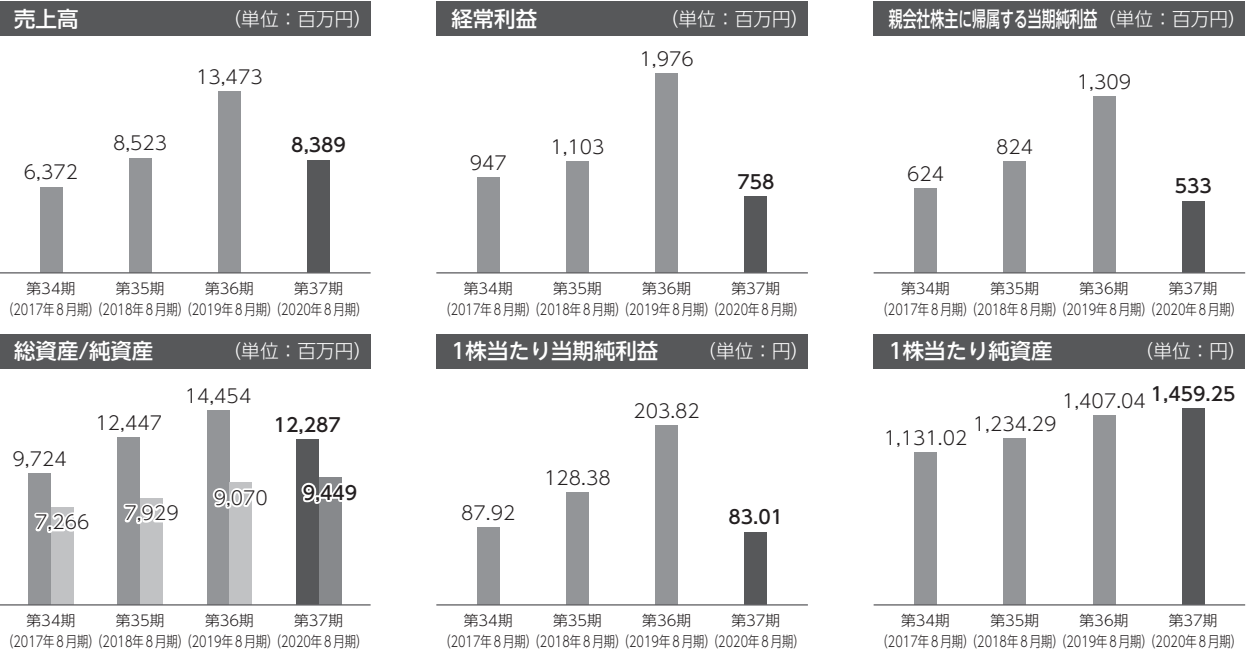
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

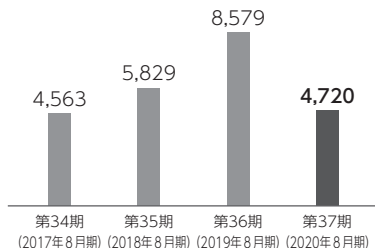


区分	第34期 (2017年8月期)	第35期 (2018年8月期)	第36期 (2019年8月期)	第37期 (当連結会計年度) (2020年8月期)
売上高 (百万円)	6,372	8,523	13,473	8,389
経常利益 (百万円)	947	1,103	1,976	758
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	624	824	1,309	533
1株当たり当期純利益 (円)	87.92	128.38	203.82	83.01
総資産 (百万円)	9,724	12,447	14,454	12,287
純資産 (百万円)	7,266	7,929	9,070	9,449
1株当たり純資産 (円)	1,131.02	1,234.29	1,407.04	1,459.25

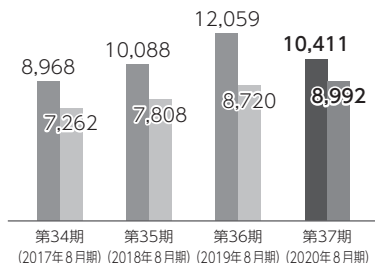
(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末の自己株式数を控除した期末の発行済株式数により算出しております。
3. 第36期は太陽電池アレイ支持架台の大型案件が好調に推移したことや、第35期にM&Aにより子会社化した株式会社ダイリツの業績が通期にわたって寄与したこと等に伴い経常利益が増加しております。
4. 第37期の状況につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
5. 「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）」等を第36期の期首から適用しており、第35期に係る主要な経営指標等については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

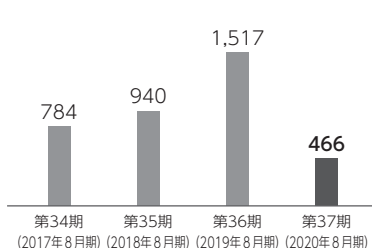
売上高 (単位：百万円)



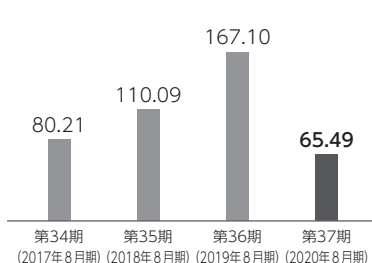
総資産/純資産 (単位：百万円)



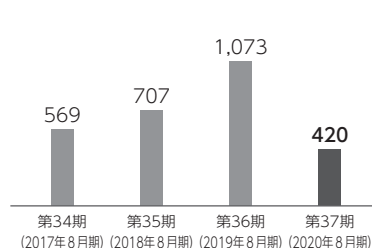
経常利益 (単位：百万円)



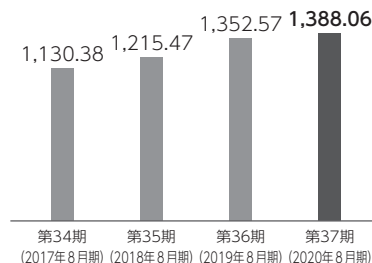
1株当たり当期純利益 (単位：円)



当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区分		第34期 (2017年8月期)	第35期 (2018年8月期)	第36期 (2019年8月期)	第37期 (当事業年度) (2020年8月期)
売上高	(百万円)	4,563	5,829	8,579	4,720
経常利益	(百万円)	784	940	1,517	466
当期純利益	(百万円)	569	707	1,073	420
1株当たり当期純利益	(円)	80.21	110.09	167.10	65.49
総資産	(百万円)	8,968	10,088	12,059	10,411
純資産	(百万円)	7,262	7,808	8,720	8,992
1株当たり純資産	(円)	1,130.38	1,215.47	1,352.57	1,388.06

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末の自己株式数を控除した期末の発行済株式数により算出しております。
3. 第36期は太陽電池アレイ支持架台の大型案件が好調に推移したこと等に伴い経常利益が増加しております。
4. 「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）」等を第36期の期首から適用しており、第35期に係る主要な経営指標等については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
吾孺ゴム工業株式会社	20	100.0	ゴム製品製造業
日創エンジニアリング株式会社	20	100.0	建設業
綾目精機株式会社	10	100.0	金属精密切削加工業
株式会社ダイリツ	50	100.0	空調関連機器製造業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、次の3項目を対処すべき課題と定めております。

① 新たなビジネスモデルの確立

グループビジョンである「加工の総合商社」を展望し、金属加工だけではなく、金属以外の加工、モノづくり、周辺事業へとM&Aの手法を用いて事業の多角化を図り、製品やサービスの幅を広げてまいります。将来的には企業グループ間の事業シナジーを活用した新たな製品ブランドを生み出してまいります。また、顧客ニーズに対応して主力製品を見直し、特定分野に偏らない事業構造へと構造改革を進め、更なる収益力の強化を図ってまいります。

② 旺盛なチャレンジ精神の発揮

持続的な成長を図っていくため、各部門が旺盛なチャレンジ精神をもって課題に挑戦することにより、新たな企業ステージを目指します。

③ ステークホルダーに向き合う経営

- 株主・投資家の皆様、お取引先企業、社員、地域社会等からの信頼と期待に応えていくため、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの強化、適時開示の適切な実行等により、透明かつ健全で効率の高い経営を遂行いたします。
- フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守し、公平な情報開示を行います。

(5) 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

当社グループは、金属加工事業、ゴム加工事業及び建設事業を行っておりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

① 金属加工事業

太陽電池アレイ支持架台、金属パネル、空調用ダンパー他金属加工製品の企画、設計、加工、販売

② ゴム加工事業

住宅、機械、公共インフラ設備等に使用するゴム製品の企画、設計、加工、販売

③ 建設事業

上記事業に付随する建設事業

(6) 主要な営業所及び工場（2020年8月31日現在）

① 当社

本 社	福岡県福岡市南区
営 業 所	東京営業所（東京都台東区）、福島営業所（福島県石川郡石川町）
工 場	山田工場（福岡県嘉麻市）、福島工場（福島県石川郡石川町）

(注) 本社は2020年1月20日に福岡県福岡市南区より同区内に移転いたしました。

② 子会社

吾婦ゴム工業株式会社	本社・工場（群馬県藤岡市）
日創エンジニアリング株式会社	本社（東京都台東区）
綾目精機株式会社	本社・工場（広島県府中市）
株式会社ダイリツ	本社（愛知県名古屋市緑区）、 東京営業所（東京都墨田区）、静岡営業所（静岡県静岡市駿河区）、 名古屋工場（愛知県名古屋市南区）、関工場・関物流センター（岐阜県関市）

(7) 使用人の状況（2020年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属加工事業	200（72）名	3名減（51名減）
ゴム加工事業	45（－）名	4名減（－）
建設事業	8（2）名	－（－）
全社（共通）	11（－）名	－（1名減）
合計	264（74）名	7名減（52名減）

(注) 1. 使用人数は就業員数（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108（63）名	1名減（51名減）	43.5歳	8.4年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社名古屋銀行	300百万円
株式会社福岡銀行	267百万円
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円
株式会社西日本シティ銀行	166百万円
株式会社北九州銀行	126百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2020年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,200,000株

(2) 発行済株式の総数 7,360,000株

(3) 株主数 2,936名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
石 田 利 幸	1,726,800	26.87
石 田 徹	477,600	7.43
井 上 亜 希	372,000	5.79
石 田 洋 子	328,000	5.10
株式会社福岡銀行	192,000	2.98
株式会社商工組合中央金庫	128,000	1.99
山 川 栄 一	83,400	1.29
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	72,700	1.13
KBL EPB S.A. 107704 (常任代理人株式会社みずほ銀行)	64,900	1.01
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	59,700	0.92
計	3,505,100	54.55

(注) 1. 当社は、自己株式935,350株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		日創プロニティ株式会社2018年新株予約権
発行決議日		2018年11月28日
新株予約権の数		1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 120,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額（1株当たり）		725円
行使価額（1株当たり）		1円
権利行使期間		2020年12月18日から2024年12月17日まで
行使の条件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,140個
		目的となる株式数 114,000株
		保有者数 5名
	監 査 役 (非常勤の社外監査役を除く)	新株予約権の数 60個
		目的となる株式数 6,000株
		保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社又は当社の関係会社（関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう）の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石 田 利 幸	
代表取締役社長	石 田 徹	吾孺ゴム工業株式会社代表取締役社長 綾目精機株式会社代表取締役社長
専務取締役	大 里 和 生	営業部長 日創エンジニアリング株式会社代表取締役社長
常務取締役	松 尾 信 幸	製造部長 綾目精機株式会社取締役統括部長
取締役	猪ノ立山 住夫	管理部長 綾目精機株式会社取締役管理部長 株式会社ダイリツ取締役管理部長
取締役	諸 岡 安 名	経営企画室長 吾孺ゴム工業株式会社取締役管理部長 綾目精機株式会社監査役
取締役	高 山 大 地	明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士
常勤監査役	有 吉 修	日創エンジニアリング株式会社監査役 株式会社ダイリツ監査役
監査役	広 瀬 隆 明	広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 株式会社フォーシーズホールディングス社外監査役 株式会社ナフコ社外取締役 株式会社T R U C K - O N E 社外取締役（監査等委員） 株式会社プラッツ社外取締役（監査等委員）
監査役	大 松 健	大松公認会計士事務所所長 日本公認会計士協会北部九州会相談役

- (注) 1. 取締役高山大地氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・常勤監査役有吉修氏は、他社において経理・総務担当取締役及び常勤監査役としての経験を有しております。
 - ・監査役広瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役大松健氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	194百万円 (2百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16百万円 (16百万円)
合計 (うち社外役員)	10名 (4名)	211百万円 (18百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年11月27日開催の第30回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。また、2018年11月28日開催の第35回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月17日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。また、2018年11月28日開催の第35回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、監査役（非常勤の社外監査役を除く）のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 上表の報酬等の総額には、ストックオプション報酬に係る費用計上額43百万円（取締役（社外取締役を除く）5名41百万円、監査役（非常勤の社外監査役を除く）1名2百万円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役の高山大地氏は、明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役の有吉修氏は、当社の子会社である日創エンジニアリング株式会社及び株式会社ダイリツの監査役であります。
- ・監査役の広瀬隆明氏は、広瀬公認会計士事務所所長及び北九州ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長であり、また株式会社フォーシーズホールディングスの社外監査役、株式会社ナフコの社外取締役、株式会社TRUCK-ONE及び株式会社プラッツの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役の大松健氏は、大松公認会計士事務所所長及び日本公認会計士協会北部九州会相談役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高山大地	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。
常勤監査役	有吉修	- 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に財務、会計、法令等に係る見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。 - 当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	広瀬隆明	- 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。 - 当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	大松健	- 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。 - 当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 如水監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、2016年7月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を一部改定し、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程を定め、研修、会議、業務及び通達を通じて、取締役及び使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ② 社外取締役及び社外監査役は、会社から独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。
- ③ 内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携し、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役 に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行う。
- ④ 社外取締役を内部通報窓口とした内部通報制度運用規程を周知徹底し、コンプライアンスに反する行為の発生防止と早期発見を図るとともに、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。なお、内部通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに、監査役へ報告しなければならない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、決裁書類及びその他重要な情報は、文書管理規程等社内規程に基づいて適切に保管管理を行い、常時、取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧又は謄写可能な状態に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内的要因及び外的要因にて起こりうるリスクをリストアップし、リスクマネジメントの状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ② 重大なリスクが発生した場合は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と再発防止に向けた体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役の職務執行の効率向上に資するため、社外取締役は独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。
- ③ 経営の基本方針、基本戦略及び経営目標を明確にするため、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を決定し、目標達成に向けた進捗の管理を行う。
- ④ 取締役会規程、職務権限規程により取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社へ派遣した役員又は関係会社統括担当役員を通じて、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ③ 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全体としてのリスク管理を推進し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ④ 子会社は、取締役会規程、関係会社管理規程、職務権限規程を制定し、子会社取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会が必要とした場合は監査役会の決議により監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒について事前に監査役会の同意を得る。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に服する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役又は使用人の職務執行の状況を把握するため、取締役会その他重要な意思決定会議に出席するとともに、決裁書類及び重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人にその説明を求める。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、監査役に報告しなければならない。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。

(10) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、子会社及び当社の監査役に報告しなければならない。

(11) 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役又は使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行ってはならず、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役は、監査役がより実効的かつ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。
- ② 監査役は、代表取締役、担当取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、適切な意思疎通と連携を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- ④ 監査役は、内部監査計画及びその実施結果について、計画立案及び内部監査実施の都度、内部監査人から報告を受ける。
- ⑤ 監査役会規程、監査役監査規程及び監査役監査基準の改廃は、監査役会が行う。

(14) 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定める。これらの勢力に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断する。

(15) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社代表取締役社長の指示の下、当社グループの財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を実施する。
- ② 当社取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

【内部統制システム構築の基本方針に関する運用状況の概要】

以上の方針に基づき、当事業年度に実施した「内部統制システム構築の基本方針」に関する運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループは、企業集団における業務の適正を確保するため、必要な一連の規程を整備し、運用しております。この他、監査役及び内部監査人による定期的な業務監査及び内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システム全般の整備運用状況の監視、検証を行っております。

(2) コンプライアンス体制

「コンプライアンス規程」を整備するとともに、当社グループの役員及び従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施することにより、企業グループとしてのコンプライアンス体制の強化に努めております。また、内部通報制度を設けることにより、内部通報者の保護を図るとともに、通報内容が直ちに当社監査役へ報告される体制を整えております。

当事業年度においては、労働関係法令の改正を踏まえ「日創グループ行動規範」を見直し周知しました。また、コンプライアンス研修の一環としてコンプライアンスアンケートを実施しました。アンケート結果は、コンプライアンス意識の醸成と職場環境改善のために活用しました。この他、コンプライアンスポスターの掲示や社内報の発刊を通じてコンプライアンス意識の醸成に努めました。

(3) リスクマネジメント体制

当社グループにおけるリスクを一元管理するため、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の強化を図っております。

当事業年度においては、同規程に基づき、当社取締役会において、リスクの洗い出しと評価を行い、リスクマネジメントに係るPDCAサイクルの進捗状況について報告を行いました。

(4) グループ管理体制

子会社における重要な意思決定事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認手続きを経て決定する体制とし、運用しております。また、当社取締役会において、子会社へ派遣した役員及び関係会社統括担当役員を通じて、子会社における取締役の職務執行状況について報告を受けております。

(5) 取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む7名で構成されており、当事業年度は14回開催されました。取締役会では、その都度、重要事項について審議を行い、社外取締役は適宜意見を述べ、経営の監視、監督及び助言に努めております。

(6) 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されており、当事業年度は15回開催されました。監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べ、また報告を受けることによって取締役の職務執行を監査し、内部統制の整備及びその運用状況を確認しております。また、代表取締役、担当取締役、会計監査人及び内部監査人と情報交換を行い、連携を図りながら、決裁書類等の閲覧を通じて監査の実効性を確保しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第37期 2020年8月31日現在
資産の部	
流動資産	9,142,724
現金及び預金	6,008,972
受取手形及び売掛金	1,500,047
電子記録債権	346,970
完成工事未収入金	121,153
商品及び製品	146,880
仕掛品	445,058
未成工事支出金	34,467
原材料及び貯蔵品	442,041
その他	104,565
貸倒引当金	△7,433
固定資産	3,144,626
有形固定資産	2,925,819
建物及び構築物	1,152,499
機械装置及び運搬具	733,713
土地	954,142
リース資産	35,652
その他	49,811
無形固定資産	102,710
のれん	45,496
その他	57,213
投資その他の資産	116,097
投資有価証券	40,887
繰延税金資産	46,799
その他	48,772
貸倒引当金	△20,362
資産合計	12,287,351

科目	第37期 2020年8月31日現在
負債の部	
流動負債	1,703,459
支払手形及び買掛金	197,584
工事未払金	61,274
短期借入金	620,000
1年内返済予定の長期借入金	205,620
リース債務	17,137
未払法人税等	99,339
賞与引当金	15,967
その他	486,535
固定負債	1,134,402
長期借入金	531,165
リース債務	15,700
繰延税金負債	90,691
退職給付に係る負債	92,735
資産除去債務	98,956
その他	305,154
負債合計	2,837,862
純資産の部	
株主資本	9,382,204
資本金	1,176,968
資本剰余金	1,096,968
利益剰余金	7,855,630
自己株式	△747,361
その他の包括利益累計額	△7,028
その他有価証券評価差額金	△7,028
新株予約権	74,312
純資産合計	9,449,489
負債純資産合計	12,287,351

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第37期 2019年9月1日から 2020年8月31日まで	
売上高		8,389,713
売上原価		6,384,497
売上総利益		2,005,215
販売費及び一般管理費		1,263,553
営業利益		741,662
営業外収益		
受取利息	104	
受取配当金	2,126	
受取家賃	5,370	
補助金収入	9,604	
その他	7,945	25,151
営業外費用		
支払利息	6,961	
匿名組合投資損失	1,289	
その他	299	8,550
経常利益		758,263
特別利益		
固定資産売却益	27,681	27,681
特別損失		
固定資産除却損	1,433	
投資有価証券評価損	279	
減損損失	18,780	20,494
税金等調整前当期純利益		765,450
法人税、住民税及び事業税	230,659	
法人税等調整額	1,466	232,125
当期純利益		533,324
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		533,324

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第37期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,176,968	1,096,968	7,515,045	△747,361	9,041,619
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△192,739		△192,739
親会社株主に帰属する 当期純利益			533,324		533,324
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	－	340,585	－	340,585
当連結会計年度末残高	1,176,968	1,096,968	7,855,630	△747,361	9,382,204

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△1,854	△1,854	30,812	9,070,577
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△192,739
親会社株主に帰属する 当期純利益				533,324
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	△5,173	△5,173	43,500	38,326
当連結会計年度変動額合計	△5,173	△5,173	43,500	378,911
当連結会計年度末残高	△7,028	△7,028	74,312	9,449,489

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
 - ・連結子会社の数
4社
 - ・連結子会社の名称
吾婦ゴム工業株式会社
日創エンジニアリング株式会社
綾目精機株式会社
株式会社ダイリツ
- (2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更にに関する注記
 - ① 連結の範囲の変更
該当事項はありません。
 - ② 持分法の適用の範囲の変更
該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、吾婦ゴム工業株式会社及び株式会社ダイリツの決算日は6月30日であり、綾目精機株式会社の決算日は7月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券
その他有価証券
 - ・時価のあるもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ロ. たな卸資産
 - ・商品及び製品（金属加工事業のオーダー加工品）
主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・商品及び製品（上記以外）
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・仕掛品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・未成工事支出金
個別法による原価法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3年～50年
機械装置及び運搬具 2年～17年
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ. リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは、主としてパネル施工枚数比例法）を適用しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却しております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程を基に算出された当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,097,264千円
(2) 受取手形裏書譲渡高	250,945千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,360,000株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年11月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	192,739千円	30円00銭	2019年8月31日	2019年11月28日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年11月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	160,616千円	25円00銭	2020年8月31日	2020年11月27日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金調達については事業計画及び設備投資計画から策定した資金計画に基づき、主に銀行借入で資金を調達しております。デリバティブ取引は利用しておらず、また、投機的な取引は行わない方針であります。一時的な余資は安全性、流動性の高い金融資産で運用しております。
 - ② 金融商品の内容、そのリスク及び金融商品に係るリスク管理体制
営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権並びに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信・債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を検討する体制をとっております。
投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
営業債務である支払手形及び買掛金並びに工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次での資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。
 - ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,008,972	6,008,972	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,500,047	1,500,047	－
(3) 電子記録債権	346,970	346,970	－
(4) 完成工事未収入金	121,153	121,153	－
資産計	7,977,144	7,977,144	－
(1) 支払手形及び買掛金	197,584	197,584	－
(2) 工事未払金	61,274	61,274	－
(3) 短期借入金	620,000	620,000	－
(4) 未払法人税等	99,339	99,339	－
(5) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金含む）	736,785	736,906	121
負債計	1,714,983	1,715,105	121

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

役員に対する長期未払金 305,000千円

当該長期未払金は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給額であります。支払時期を予測することが不可能であり将来キャッシュ・フローを見積もることなどができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	205,620	169,085	83,820	48,720	23,920

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,459円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	83円01銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	81円70銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第37期 2020年8月31日現在
資産の部	
流動資産	6,513,600
現金及び預金	4,595,920
受取手形	73,883
電子記録債権	79,481
売掛金	870,476
商品及び製品	26,188
仕掛品	377,073
原材料及び貯蔵品	406,122
前払費用	3,118
未収入金	1,550
その他	81,972
貸倒引当金	△2,189
固定資産	3,897,505
有形固定資産	2,248,862
建物	988,853
構築物	40,670
機械及び装置	623,985
車両運搬具	564
工具、器具及び備品	35,325
土地	548,862
リース資産	10,601
無形固定資産	38,389
特許権	12,986
ソフトウェア	23,745
電話加入権	517
その他	1,140
投資その他の資産	1,610,252
投資有価証券	25,560
関係会社株式	1,577,612
出資金	10
差入保証金	110
敷金	3,457
長期前払費用	3,464
その他	36
資産合計	10,411,105

科目	第37期 2020年8月31日現在
負債の部	
流動負債	547,016
買掛金	141,344
1年内返済予定の長期借入金	147,120
リース債務	3,588
未払金	2,590
未払費用	222,606
未払法人税等	2,053
未払消費税等	14,685
前受金	6,576
預り金	6,450
固定負債	871,991
長期借入金	412,850
リース債務	7,861
退職給付引当金	59,524
長期未払金	300,200
繰延税金負債	89,815
資産除去債務	1,740
負債合計	1,419,007
純資産の部	
株主資本	8,917,785
資本金	1,176,968
資本剰余金	1,096,968
資本準備金	1,096,968
利益剰余金	7,391,210
利益準備金	4,937
その他利益剰余金	7,386,272
圧縮積立金	334,084
別途積立金	100,000
繰越利益剰余金	6,952,188
自己株式	△747,361
新株予約権	74,312
純資産合計	8,992,097
負債純資産合計	10,411,105

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第37期 2019年9月1日から 2020年8月31日まで	
売上高		4,720,865
商品売上高	204,269	
製品売上高	4,516,596	
売上原価		3,693,220
商品売上原価	167,385	
製品売上原価	3,525,835	
売上総利益		1,027,645
販売費及び一般管理費		790,453
営業利益		237,191
営業外収益		
受取利息	78	
受取配当金	171,530	
受取家賃	2,100	
補助金収入	1,515	
その他	57,196	
		232,420
営業外費用		
支払利息	3,209	
		3,209
経常利益		466,402
特別利益		
固定資産売却益	27,505	
		27,505
特別損失		
固定資産除却損	1,022	
減損損失	18,780	
		19,803
税引前当期純利益		474,104
法人税、住民税及び事業税	52,972	
法人税等調整額	386	
		53,359
当期純利益		420,745

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第37期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資 準 備 金	本 金 剰 余 金	利 準 備 金	その他利益剰余金					
					圧 積 立 金	特 償 準 備 金	別 却 金	別 積 立 金	途 金	繰 利 剰 余 金
当期首残高	1,176,968	1,096,968	1,096,968	4,937	340,893	834	100,000	6,716,538	7,163,204	
当期変動額										
剰余金の配当									△192,739	△192,739
圧縮積立金の取崩					△6,809				6,809	－
特別償却準備金の取崩						△834			834	－
当期純利益									420,745	420,745
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△6,809	△834	－	235,649	228,005	
当期末残高	1,176,968	1,096,968	1,096,968	4,937	334,084	－	100,000	6,952,188	7,391,210	

	株主資本			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株 資 合	主 本 計		
当期首残高	△747,361	8,689,779	30,812	8,720,591	
当期変動額					
剰余金の配当		△192,739		△192,739	
圧縮積立金の取崩		－		－	
特別償却準備金の取崩		－		－	
当期純利益		420,745		420,745	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			43,500	43,500	
当期変動額合計	－	228,005	43,500	271,505	
当期末残高	△747,361	8,917,785	74,312	8,992,097	

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 関係会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品及び製品（オーダー加工品）
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・商品及び製品（上記以外）
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3年～50年
機械及び装置 2年～10年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職金規程を基に算出された当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,084,688千円
- (2) 受取手形裏書譲渡高 144,687千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - 短期金銭債権 51,033千円
 - 短期金銭債務 140千円
- (4) 取締役に対する長期金銭債務 300,200千円
2007年11月29日開催の第24回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であり、長期未払金として計上しております。
- (5) 保証債務
日創エンジニアリング株式会社の取引先 1 社に対し、将来発生する可能性がある債務について保証を行っております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	295,734千円
営業費	6,795千円
営業取引以外の取引高	223,609千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	935,350株	－株	－株	935,350株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	569千円
未払社会保険料	1,835千円
未払賞与	12,031千円
貸倒引当金	666千円
売上加算調整額	64千円
役員退職慰労金（長期未払金）	91,410千円
退職給付引当金繰入超過額	18,125千円
資産除去債務	530千円
株式報酬費用	22,628千円
繰延税金資産小計	147,862千円
評価性引当額	△91,410千円
繰延税金資産合計	56,452千円
繰延税金負債との相殺額	△56,452千円
繰延税金資産の純額	－千円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	55,215千円
建物圧縮積立金	91,051千円
繰延税金負債合計	146,267千円
繰延税金資産との相殺額	△56,452千円
繰延税金負債の純額	89,815千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ① 有形固定資産
工場におけるトラック及びフォークリフトであります。
- ② 無形固定資産
該当事項はありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ダイリツ	愛知県 名古屋	50,000	空調関連 機器製造業	所有 直接 100%	役員の兼任	出向料の 受取(注) 1	22,920	－	－
							経営指導料 の受取(注) 2	8,120	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 出向料は、出向元の給与等を基準として当事者間の契約により決定しております。
2. 経営指導料は、業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	石田 利幸	被所有 直接 26.87%	当社代表取締役	土地の売却 (注)	61,950	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 売却価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 1,388円06銭
(2) 1 株当たり当期純利益 65円49銭
(3) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 64円46銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月27日

日創プロニティ株式会社

取締役会 御中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員 公認会計士 廣島 武文 ㊞

業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 村上 知子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日創プロニティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月27日

日創プロニティ株式会社

取締役会 御中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員 公認会計士 廣島 武文 ㊞

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 村上 知子 ㊞

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月29日

日創プロニティ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	有吉	修	㊞
監査役（社外監査役）	広瀬	隆明	㊞
監査役（社外監査役）	大松	健	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、今後の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度における経営成績を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 25円 配当総額 160,616,250円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年11月27日

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

いし だ とし ゆき
石田 利幸

再任

生年月日

1949年9月13日生

所有する当社の株式数

1,726,800株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年4月 日創商事を個人創業
1983年9月 日創工業有限会社（現当社）代表取締役社長
1983年11月 株式会社ひづくり企画代表取締役社長
1997年9月 日創工業株式会社（現当社）代表取締役社長
2007年4月 当社代表取締役社長
2014年11月 当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

石田利幸氏は、創業以来長年にわたり、オーナーとして経営の指揮を執ってまいりました。幅広い知見に基づく強いリーダーシップのもと、当社グループのM&A戦略の推進及び経営全般を統括しており、当社グループの事業基盤の更なる強化、経営戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年6月 日創工業有限会社（現当社）入社
2003年9月 日創工業株式会社（現当社）取締役
2005年4月 同社取締役営業推進部長
2007年4月 当社取締役執行役員営業推進部長
2008年11月 当社常務取締役執行役員管理部長
2010年4月 当社常務取締役執行役員管理部長兼品質管理部長
2014年9月 当社常務取締役執行役員管理部長
2014年11月 当社代表取締役社長（現任）
2016年3月 吾婦ゴム工業株式会社代表取締役社長（現任）
2017年4月 綾目精機株式会社代表取締役社長（現任）
2018年3月 株式会社ダイリツ代表取締役社長

重要な兼職の状況

吾婦ゴム工業株式会社代表取締役社長
綾目精機株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

石田徹氏は、製造部門の勤務経験を経て、営業部門、品質管理部門及び管理部門の各部門を取締役として統括してきたほか、2014年11月より当社代表取締役社長を務めるとともに、M&Aで取得した子会社2社の代表取締役社長として当社グループの経営全般を統括しております。経営の各方面に精通しており、当社グループの事業基盤の更なる強化、経営戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

いし だ とおる
石田 徹

再任

生年月日

1971年5月22日生

所有する当社の株式数

477,600株

候補者番号 3

おお さと かず お
大里 和生

再任

生年月日

1966年10月19日生

所有する当社の株式数

57,600株

候補者番号 4

まつ お のぶ ゆき
松尾 信幸

再任

生年月日

1968年6月25日生

所有する当社の株式数

33,600株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年10月 日創工業有限会社（現当社）入社
2003年 9 月 日創工業株式会社（現当社）取締役
2005年 4 月 同社取締役営業部長
2007年 4 月 当社取締役執行役員営業部長
2008年11月 当社常務取締役執行役員営業部長
2014年11月 当社専務取締役営業部長（現任）
2016年 3 月 吾孺ゴム工業株式会社取締役営業部長
2016年 4 月 日創エンジニアリング株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

日創エンジニアリング株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

大里和生氏は、製造部門及び営業部門の業務に精通しており、営業部門を取締役として統括するとともに、2016年4月に設立した子会社の代表取締役社長を務めております。当社グループの事業基盤の更なる強化、経営戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 8 月 株式会社糧友福岡入社
1991年 6 月 太陽インダストリー株式会社入社
1993年 6 月 日創工業有限会社（現当社）入社
2005年 4 月 日創工業株式会社（現当社）製造部次長
2007年 4 月 当社執行役員製造部長
2007年11月 当社取締役執行役員製造部長
2014年11月 当社常務取締役製造部長（現任）
2017年 4 月 綾目精機株式会社取締役統括マネージャー
2018年 9 月 同社取締役統括部長（現任）

重要な兼職の状況

綾目精機株式会社取締役統括部長

取締役候補者とした理由

松尾信幸氏は、製造部門の業務に精通しており、同部門を取締役として統括しております。当社グループの事業基盤の更なる強化、経営戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

いの たて やま すみ お
猪ノ立山 住夫

再任

生年月日

1967年8月19日生

所有する当社の株式数

500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 7 月 株式会社ノーサイド入社
1994年 9 月 木村昭夫税理士事務所入所
1995年 5 月 株式会社ライフメンテナンス入社
2001年10月 株式会社ディックスクロキ入社
2009年 2 月 当社入社管理部次長
2014年11月 当社取締役管理部長（現任）
2016年 3 月 吾嬬ゴム工業株式会社取締役管理部長
2017年 4 月 綾目精機株式会社取締役管理部長（現任）
2018年 3 月 株式会社ダイリツ取締役管理部長（現任）

重要な兼職の状況

綾目精機株式会社取締役管理部長
株式会社ダイリツ取締役管理部長

取締役候補者とした理由

猪ノ立山住夫氏は、管理部門（経理財務部門、総務人事部門）の業務に精通しており、同部門を取締役として統括しております。当社グループの事業基盤の更なる強化、経営戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

もろ おか やす のり
諸岡 安名

再任

生年月日

1959年1月7日生

所有する当社の株式数

1,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月 株式会社佐賀銀行入行
2003年 6 月 同行福岡本部調査役
2004年10月 同行人事企画部付主任調査役 アイ・ケイ・ケイ株式会社出向、同社経営企画室長
2007年 1 月 同社経営企画部長
2007年 7 月 同社転籍、同社取締役経営企画部長
2012年 2 月 同社取締役経営管理部長
2014年 4 月 当社入社経営企画室副室長
2015年11月 当社取締役経営企画室長（現任）
2017年 4 月 綾目精機株式会社監査役（現任）
2020年 8 月 吾嬬ゴム工業株式会社取締役管理部長（現任）

重要な兼職の状況

綾目精機株式会社監査役
吾嬬ゴム工業株式会社取締役管理部長

取締役候補者とした理由

他社（上場企業）における取締役としての経営経験を有する諸岡安名氏は、経営企画部門の業務に精通しており、同部門を取締役として統括しております。当社グループの事業基盤の更なる強化、経営戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

たか やま だい ち
高山 大地

再任

社外

生年月日

1981年10月19日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年 4 月 最高裁判所司法研修所入所
2005年 9 月 同所修了
2005年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2005年10月 西村とさわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所アソシエイト弁護士
2011年 3 月 弁護士登録（福岡県弁護士会）
2011年 4 月 高山総合法律事務所（現明倫国際法律事務所）代表弁護士
2012年 4 月 明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士（現任）
2016年11月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士

社外取締役候補者とした理由

高山大地氏は、弁護士として国内外の会社法務、M & A等の法律事務に深く携わり、企業経営を統治する十分な見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、取締役会では積極的に意見・提言を表明していただき、引き続き当社グループの経営に対する監督と有効な助言を独立かつ客観的な立場から行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高山大地氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 高山大地氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。なお、同氏が再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- (3) 当社は、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏が再任された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 15 sets of horizontal dashed lines for writing practice. Each set consists of three lines: a solid top line, a dashed middle line, and a solid bottom line.

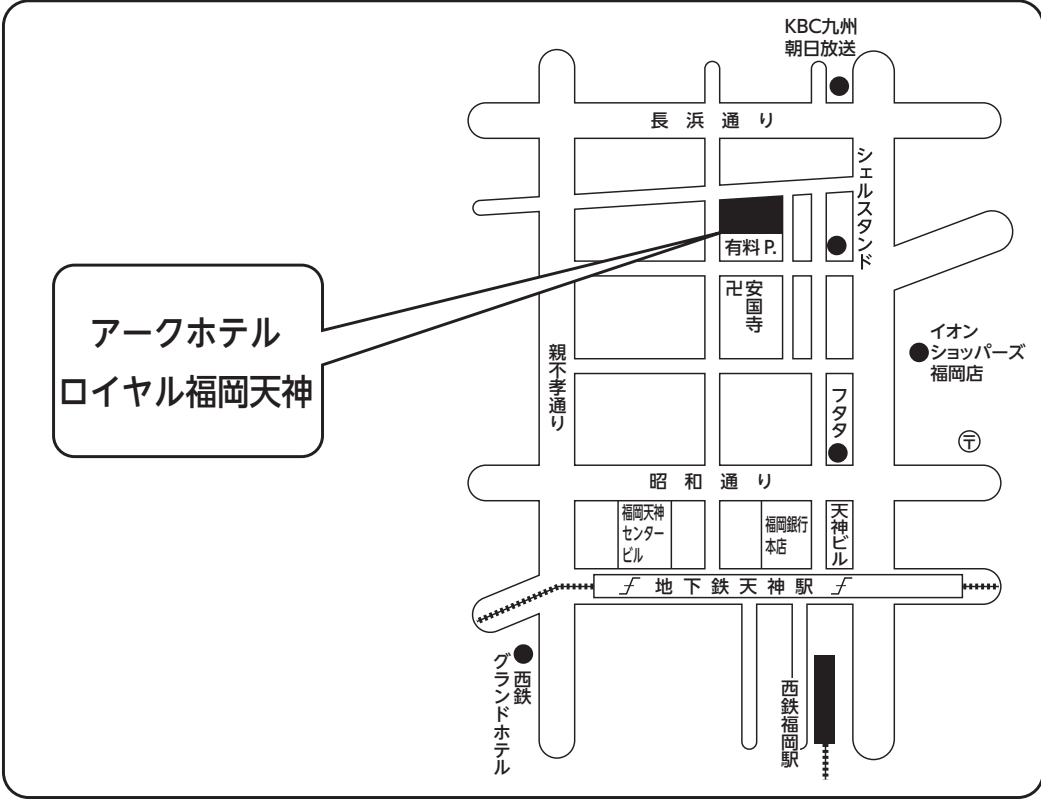
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場 アークホテルロイヤル福岡天神 3階 孔雀の間
福岡市中央区天神三丁目13番20号 TEL 092 (724) 2222

交通 ① 福岡空港 …… 車で20分 | ② JR博多駅 …… 車で10分
③ 西鉄福岡駅 …… 徒歩7分 | ④ 地下鉄天神駅 …… 徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

